

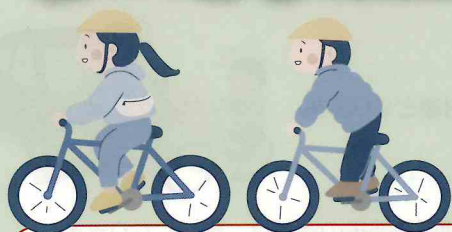
令和8年度

東北信市町村

わたしたちの市町村の

交通災害共済

に加入しましょう



交通災害共済とは・・・

交通事故にあわれた方を救済することを目的とした制度です。交通事故は、いつあなたやご家族の身にふりかかってくるかわかりません。

「もしも」のときに役に立つのが「交通災害共済」です。

交通事故による
共済見舞金の請求は

**通院
(入院) 2日目から**

対象となります

一般 **400円**

中学生以下 **200円**

の掛金で

年額



死亡見舞金

200万円

入院1日

2,000円

通院1日

1,000円

加入できる方

東御市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村
南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町
立科町・長和町・青木村・坂城町・小布施町
高山村・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村
信濃町・飯綱町・小川村・栄村 に住民登録されている方

令和6年度状況

加入者数	95,381人
掛金収入額	34,609,300円
共済見舞金の支払額	
死亡2件 障害0件 傷害203件	
合計205件	19,823,000円

詳しくは裏面をご覧ください

加入のお申し込み・お問い合わせは、居住地の市役所・町役場へ

交通災害共済制度の ご案内

この交通災害共済は、東北信22市町村が共同で行っている共済です。交通事故は、いつご自身やあなたのご家族にふりかかってくるかわかりません。もしものときのためにご家族みなさんで加入しましょう。

※大学生などの被扶養者で就学のため自宅から離れて居住し、住所を移して出られている方も加入できます。

掛金について
(年額)

400 円
(中学生以下 **200 円**)

申込み方法

各市町村によって加入方法が異なりますので、市役所・町村役場の担当課までお問い合わせください。

対象となる
交通事故

- ① 運行中の自動車・バイク・乗用トラクター・自転車・車いす・小児用三輪車・シニアカー・電車等の乗車中における事故(転倒含む)
- ② 歩行中に上記の車両と接触した等の事故

※上記交通事故の発生場所は、**国内の道路上での事故**が対象となります。
※加入期間中の事故が対象となります。



請求期限

事故日から起算して **2年以内** となります。 ※請求期間経過後の請求は、無効になります。

交通事故に
あったら

すぐに警察署に届け出て、市役所、町村役場の担当課に請求のご相談をしてください。

見舞金請求
手続きについて

下記の書類を持って、ご加入いただいた市町村窓口で請求してください。

- 加入者証兼領収書(事故日の当該年度のもの)
- 交通事故証明書【自動車安全運転センター所長発行のもの】
※この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できない場合は所定の証明書
- 医師等の診断書(入通院日のわかるもの)
- 共済見舞金受取人名義の口座のわかるもの



対象と
ならない事故

- 自殺・飲酒運転・無免許運転・重大な過失
- シニアカー、車いす等の事故で明らかに対象外とされる方の事故
- 歩行中の単独事故(石につまづき転倒した等)
- 停車中の車両からの乗降の際に転倒しけがをした場合
- 車両のドアや窓に手足等を挟んでけがをした場合
- 一般の人や車両の通行が認められていない場所における事故(家の敷地内・田畑等)
- 天災、交通違反等による事故は見舞金の支払いが制限されます。



共済見舞金

種 別	区 分 及 び 算 定	共済見舞金の額
死亡見舞金	死亡の場合	2,000,000 円
傷害見舞金	傷害基礎見舞金	20,000 円
	入院 1 日当たり	2,000 円
	通院 1 日当たり	1,000 円
障害見舞金	障害者手帳等	1 級、2 級 1,000,000 円
		3 級 600,000 円
		4 級 250,000 円

(注) この表の傷害見舞金については次のように計算します。

1. 入通院をされた場合、傷害基礎見舞金に入通院の金額を加算します。2 日以上入通院が支給対象となります。
2. 傷害見舞金の支給上限は 40 万円です。(障害見舞金との併給可)
3. 事故が原因で入通院され死亡した場合、最初に傷害見舞金を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金を除いた金額をお支払いします。
4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。
5. 同じ日に 2 回以上の診療があっても 1 回とします。
6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書 1,000 円、診断書にあっては、2 通までを対象に実費(上限 5,000 円/1 通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるものが必要です。

交通災害共済
Q&A



Q 自転車の自損事故でけがをした場合、自動車安全運転センターの事故証明書は必要ですか？

A 特に目撃者がいない場合は警察への届出と、センターの事故証明書の交付をお願いしています。

Q 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか？

A 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。交通事故によりけがをした場合の請求手続きは、加入された市役所・町村役場が窓口になりますのでご注意ください。

● 加入申込書は、個人情報流出防止のため関係機関にて打ち出しを行っておりますが、次年度から打ち出しを希望されない方は市役所、町村役場の担当課までお申し出ください。